

証券・金融に強い!

証券・金融の

ご相談は
当法律事務所
にお任せください。

ご挨拶

芝愛宕法律事務所は、東京・虎ノ門から徒歩8分、「出世の階段」で知られる愛宕神社の横に開設された法律事務所です。

当事務所の所長弁護士吉田修は、金融庁勤務を経験し、証券・金融の紛争・法律・コンプライアンスに強みを持ちます。

証券金融の法制度については、金融商品取引法を始め、法律・政令・規則、協会規則、ガイドラインその他の専門的でわかりにくい規制がなされ、監督部局による検査、各種登録・届出も複雑で、その対応を誤ると、損害賠償・行政処分・課徴金その他会社に致命的な被害を与える危険性も否定できません。

一方で、この法分野の専門家は、東京中心の大手法律事務所に偏っており、また、社内コンプライアンス、監督行政対応の相談、証券訴訟・調停・あっせん、そして社内の一般民事・刑事に対応できる専門家も少ないところではあります。

そこで当事務所は、

- ①顧客との訴訟・トラブルでお困りの会社様
→証券・金融に関する訴訟・あっせん対応
- ②監督・検査・登録・届出でお困りの会社様
→監督庁・行政等対応のご相談、監督庁・協会への問い合わせ代行
- ③その他企業・社内コンプライアンスのご相談
(含、研修講師、内部通報窓口対応、社内役員就任)
- ④役員様・社員様の一般民事・刑事法律問題に関するご相談
(パワハラ・セクハラその他人事問題に関するご相談)
- ⑤地方出張も対応
(御社への出張ご相談、各地方裁判所の訴訟のあっせん)
などの法律サービスをリーズナブルに提供いたします。
ぜひともご連絡・ご相談ください。

芝愛宕法律事務所
弁護士 吉田 修



芝愛宕法律事務所

プロフィール



- 1968年4月 ● 出生
1992年3月 ● 早稲田大学法学部卒業
1996年4月 ● 司法研修所入所(第50期司法修習生)
1998年4月 ● 東京弁護士会弁護士登録(50期)...

取扱・専門分野

金融商品取引法、金融一般、証券決済法、倒産法、リース法、自動車仮処分、交通事故、家事その他一般民事、刑事法

委員等

一般社団法人金融財政事情研究会 金融窓口サービス技能検定委員

主な講演会・研究会参加

- 2005年7月 ● ISITC JAPAN総会・講演「株式無券面化について」
2008年 ● 金融財務研究会「金融商品取引業への業規制と監督行政・検査行政の仕組み」講演
2011年 ● 地方公共団体に関する金融機構にて「コンプライアンスと企業倫理」講演
2012年～ ● 某大手総合研究所主催「ディスクロージャー実務研修」

過去対応事例

- 証券訴訟あっせん多数(株式・信用取引、オプション、ブルベア投資信託・EB債等々)
● 商品先物取引訴訟
● システム障害により異常レートが表示されて成立したFX取引に関する不当利得返還訴訟への対応
● 取引一任等に関する行政処分を受けた会社の業務改善報告書作成のご相談
● 相場操縦に関与した証券会社に関する刑事事件対応
● 社員のインサイダー取引に関する課徴金処分に対する対応ご相談
● ディスクロージャー制度に関する社員研修(協力会計士と合同)
● 証券会社登録のご相談
● 証券決済に関するご相談

主な論文・著作等

- (著書) ● 証券コンプライアンスと金融商品取引法(商事法務)
(著書) ● 課徴金制度と民事賠償責任(共著)／きんざい(2005)
(論文) ● 社債、株式等の振替に関する法律の概要[I~IV](共著)
商事法務1701号~1704号(2004)
(別冊商事法務286号 株券不発行制度・電子公告制度に再収録)

最近の判例・行政処分等

最近の判例[通貨オプションの適合性]

本件の通貨オプション取引は、将来のドル円相場の変動の予測が当たるか否かによって結果の有利不利が左右されるものであって、その基本的な構造ないし原理自体は単純であり、その構造および原理の理解が困難であったということでは、顧客に金融工学的手法により算出される時価評価に関する知識がなかったとしても、適合性原則違反はない。(東京高裁平成27年3月5日判決)

最近の行政処分の勧告事例① [法人関係情報を提供した勧誘]

平成26年12月頃、当社株式調査部のAアナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報を取得した当日に、営業を担当する当社職員21名及び1顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達していた。

そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち2営業員が同日中に、少なくとも上記1顧客を含む3顧客に対し、本件法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

当社における上記のような株式の売買を勧誘する行為は、有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情報を提供して勧誘する行為と認められ、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。

最近の行政処分の勧告事例② [いわゆるレセプト債事例]

いわゆるレセプト債等についてファンドの債務超過を顧客へ説明せずに債券販売を続けたなどとして金融商品取引業の登録取り消しの行政処分を受けた事例。

小松哲税理士・公認会計士事務所とチームで対応します

協力事務所

会計・税制・相続・資産形成アドバイスに関連する案件は、必要に応じて提携先の税理士会計士事務所とチームでご対応いたします。

文京区目白台2-14-12シルフィ目白台802 TEL.03-3945-0250

信頼・安心・誠実。私たちは、問題解決のために最善を尽くします。



芝愛宕法律事務所

105-0002東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル706号

TEL.03-6432-4456

E-mail : oyoshida-mylaw@bell.ocn.ne.jp

芝愛宕法律事務所

検索

http://law-mohri-yoshida.com/

